

令和6年6月から

入院したときの食事代

下記の標準負担額が変更後の自己負担となります。

■入院時食事代の標準負担額

所得区分 (P4参照)		1食当たり
現役並み所得者、一般		490円※1
低所得者Ⅱ	90日までの入院	230円
	過去1年で90日を超える入院 ※2長期入院に該当	180円
低所得者Ⅰ		110円

※1 国が指定する難病患者等の負担額は280円となります。

※2 別途申請が必要です。長期入院の対象となる入院日数は、後期高齢者医療制度以外の医療保険の日数を含む場合がありますので、詳しくは市町村の担当窓口にお問い合わせください。

●低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、市町村の担当窓口にお問い合わせください。

療養病床に入院する場合

■食費・居住費の標準負担額

所得区分 (P4参照)	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者 一般	490円 (一部医療機関 では450円)	370円
低所得者Ⅱ	230円	370円
低所得者Ⅰ	140円	370円
高齢福祉年金受給者 及び境界層該当者	110円	0円

●入院医療の必要性の高い状態が継続する患者や回復期リハビリテーション病棟に入院している患者の食費は、入院時食事代の標準負担額と同額になります。居住費は370円(難病患者は0円)を負担します。